

令和5年6月1日に施行された 特定商取引法に係るご案内

2023/12/07

そもそも特定商取引法って？

特定商取引法とは事業者と消費者の契約において、特に消費者が被害にあいやすい取引に対して規制をかけることで消費者の利益を保護することを目的として制定された法律で、『通信販売』の他に『訪問販売』『電話勧誘販売』『連鎖販売取引』『特定継続的役務提供』『業務提供誘因販売取引』『訪問購入』が対象になります。

何が変わったの？

令和5年6月1日に法改正が施行され、これまで『通信販売』と見做されていた販売方法の一部が『電話勧誘販売』として扱われるようになりました。これにより通販事業者はこれまで通りの運用であってもクーリング・オフ制度に対応する必要があり、販売方法や運用の見直しが必要になります。

改正のポイント①

改正前は・・・

■テレビコマーシャルによる誘因

例) テレビショッピングを見て電話で注文したら、テレビショッピングで紹介されていない別の商品も勧められて承諾。

■新聞広告による誘因

例) 新聞広告を見て電話で注文したら、広告には掲載されていない別の定期購入の商品も勧められて、併せて注文した。

■ウェブサイト上の動画による誘因

例) 無料動画配信サイトの広告から申し込み無料オンラインセミナーを受講したが、途中から男性社員と通話になり、執拗に勧誘を受け、広告には掲載されていない高額なセミナーの契約をしてしまった。

いずれの場合も電話で広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合であっても

『通信販売』と見做されてましたが・・・

改正のポイント②

改正後は・・・

- 「テレビジョン放送」 ・ 「ラジオ放送」
- 「新聞」 「雑誌」 「その他の刊行物」 への掲載による広告誘因
- 「ウェブサイトを利用する方法」 による誘因

いずれの場合も電話で広告にない商品を不意打ち的に勧誘された場合は

『電話勧誘販売』 と見做されクーリング・オフ制度の対象となります。

クーリング・オフ制度（以降C・F）について

C・Fにも改正があります。

C・Fは『電話勧誘販売』の場合「申込みの内容を記載した書面（申込書面）」及び「契約内容を明らかにする書面（契約書面）」を購入者に交付する必要がありますが令和5年6月1日以降、紙での交付を原則としつつ消費者の承諾を得ることを条件に、上記2種の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようになりました。これは緩和措置とともわれますが書面の交付に代わるものであるため、申込みや契約の内容が消費者のPCやスマートフォンなどに記録されるまではクーリング・オフの権利が存在し続けることになり、また承諾手続自体に不備が認められれば、そもそも当該書面を交付したものとみなされず、書面交付義務違反として罰則の対象となる場合もあります。

最後に

本資料は飽くまで法改正における変更点の注意喚起を目的として
弊社が独自で調査を行いまとめたものとなりますので
詳細については恐れながら省略させていただいている部分もございます。
実際の内容や対応方針に関しましては
特定商取引法ガイド（<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>）などを
お客様ご自身でご確認の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。



ご覧いただきありがとうございました。